

3 保存管理計画策定の目的

本計画は、国の名勝として指定された「二見浦」を将来にわたり適切に保存し、管理するための基本的方針を定めることを目的として定めるものである。

4 基本方針

保存管理計画の基本方針は、次のとおりである。

(1) 名勝を構成する要素の適切な保存管理の方法を示す。

名勝を構成する要素を特定し、それらの適切な保存管理の方法について定める。その際、指定地が海域に及ぶ上、現状の土地利用状況、土地規制状況をはじめ、諸要素の分布状況等が地域によって異なるため、これらを勘案した適切な地区区分を行う。

また、二見浦が景勝地として人々に親しまれてきた歴史的経緯や文化的背景、あるいは自然的要素が密接に関連する信仰や宗教行事など無形の諸要素にも十分配慮した保存管理の方法を定める。

なお、指定地の陸域は、すべて伊勢志摩国立公園内であることから、保存管理の方法は国立公園の管理計画と連携したものとする。

(2) 地区ごとの特性に応じた現状変更等の取扱方針及び基準を定める。

各地区において予想される各種の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等という。）に関する具体的な取扱方針及び基準を定める。

立石崎・二見浦・音無山の地形・植生等に悪影響を与える可能性のある現状変更等については、許可しないことを方針とする。

(3) 周辺環境を含めた一体的な保全の方策を講ずる。

指定地周辺には、三重県指定名勝、それらを含んで広がる景観計画区域重点地区があり、さらに西側にも国名勝と一体をなす海岸線が続いていることから、国名勝指定地のみならず、周辺環境も含めた一体的な保全の方策を講ずることとする。

(4) 確実な保存・管理のために、適切な整備・活用に関する施策をまとめる。

保存・管理を確実にを行うために、適切な整備・活用の方針を示し、それらを着実に履行するための具体的な施策をまとめる。人々が名勝を構成する要素を訪れたり、体験学習ができたりするように、適切な整備活用の施策を進める。

なお、施策の推進に当たっては、環境省中部地方環境事務所・志摩自然保護官事務所、三重県伊勢建設事務所、三重県伊勢農林水産商工環境事務所等の関係機関と協議するものとする。